

筑紫野市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、医療保険の適用外となる訪問看護の利用に係る費用の一部を助成します。

<対象者>

市内居住で、以下の要件を満たす医療的ケア児等を看護している同居の家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (両方該当)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・人工呼吸器または気管カニューレを使用している

<助成対象となる費用>

訪問看護の利用のうち、健康保険法の適用となる時間を除いた時間の費用

<助成額>

対象となる費用の9割（生活保護・住民税非課税世帯は10割）

※ 給付対象となる費用は、30分当たり3,750円が上限

※ 医療的ケア児等一人につき、1年度当たり48時間が上限

<手続き>

対象となる訪問看護の利用前に申請が必要です

～ 利用までの流れ ～

①利用申請

訪問看護事業所を経由し申請書類を提出します。

<提出書類>

- ・医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書（様式第1号）
- ・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書等）
- ・【18歳以上】人工呼吸器または気管カニューレを使用していることが分かる書類

②利用決定

訪問看護事業所経由で、決定通知書を受け取ります。

③事業の実施

利用日時等を訪問看護事業所と調整して下さい。

④利用料の支払い

自己負担分の利用料を訪問看護事業所に支払います。

助成金は、訪問看護事業所の申請により市が直接事業者を支払います。



【問い合わせ先】

筑紫野市生活福祉課障がい者福祉担当 092-923-1111